

# 資料編

# 大洗町国民保護協議会条例

〔平成17年12月22日〕  
条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、大洗町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 大洗町国民保護協議会運営規程

〔平成17年12月22日〕  
訓令第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、大洗町国民保護協議会条例(平成17年大洗町条例第20号)第7条の規定に基づき、大洗町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第2条 委員は、やむを得ない事情により協議会の会議(以下「会議」という。)に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(議事録)

第3条 会議の議事録は、事務局において作成する。

2 会議の議事録に署名する委員は2名とし、議長が会議において指名するものとする。

(幹事会)

第4条 協議会に、条例第5条第1項の規定による幹事で構成する幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事会の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(委員の異動等の報告)

第5条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第4項第1号から第7号の委員が勤務所の異動等により変更があったときは、委員である前任者は、後任者である職氏名及び移動年月日を直ちに会長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生活環境課が主管する。

附 則

この訓令は、平成17年12月22日から施行する。

平成 年 月 日

大洗町国民保護協議会会長 殿  
(生活環境課扱)

事業所名  
代表者名

印

### 大洗町国民保護協議会「委員」の変更について(報告)

標記のことについて、大洗町国民保護協議会運営規程第5条の規定に伴い  
下記のとおり報告いたします。

記

1. 前任者名 : \_\_\_\_\_ 職 名 : \_\_\_\_\_

2. 後任者名 : \_\_\_\_\_ 職 名 : \_\_\_\_\_

3. 就任年月日 : \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

大洗町国民保護協議会会長 殿  
(生活環境課扱)

事業所名  
代表者名

印

### 大洗町国民保護協議会「幹事」の変更について(報告)

標記のことについて、勤務所の異動等により変更がありましたので下記のとおり  
報告いたします。

#### 記

1. 前任者名 : \_\_\_\_\_ 職 名 : \_\_\_\_\_

2. 後任者名 : \_\_\_\_\_ 職 名 : \_\_\_\_\_

3. 就任年月日 : \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

## 大洗町国民保護協議会「委員」名簿（35名）

区 分	機 関 及 び 職 名	氏 名	電 話 番 号
会 長	大洗町長	小 谷 隆 亮	2 6 7 - 5 1 1 1
第一号 (4名)	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長 海上保安部茨城海上保安部長 国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長 文部科学省水戸原子力事務所長	岡 崎 好 孝 神 戸 史 朗 梅 田 和 男 杉 山 和 幸	2 4 7 - 5 3 4 8 2 6 2 - 4 3 0 4 0294-72-3175 2 2 4 - 3 8 3 0
第二号 (1名)	陸上自衛隊施設 施設教導隊 隊長	佐久間 善彦	2 7 4 - 3 2 1 1
第三号 (6名)	茨城県水戸保健所長 茨城県県北地方総合事務所長 茨城県水戸土木事務所長 茨城県大洗港湾事務所長 茨城県水戸警察署長 茨城県水戸警察署大洗地区交番所長	藤 枝 隆 菊 池 明 徳 鈴 木 敏 博 町 田 有 野 上 泰 男 菊 池 孝	2 4 1 - 0 1 0 0 2 2 5 - 2 8 0 3 2 2 5 - 1 3 1 6 2 6 7 - 2 7 0 0 2 3 3 - 0 1 1 0 2 6 7 - 2 4 1 7
第四号 (1名)	大洗町助役	長 嶺 家 光	2 6 7 - 5 1 1 1
第五号 (2名)	大洗町教育長 大洗町消防長	加 藤 一 五 高 橋 正 彦	2 6 7 - 5 1 1 1 2 6 6 - 1 1 1 9
第六号 (9名)	大洗町町長公室長 大洗町総務課長 大洗町財務課長 大洗町生活環境課長 大洗町都市建設課長 大洗町上下水道課長 大洗町福祉課長 大洗町住民課長 大洗町農林水産課	石 井 孝 夫 三 浦 徳 治 郎 田 山 祐 一 古 川 稔 稲 垣 慈 久 花 井 幸 男 雨 澤 庸 夫 雨 谷 茂 夫 小 松 崎 忠	2 6 7 - 5 1 1 1 " " " " " " " "
第七号 (8名)	東日本電信電話(株)茨城支店長 独立行政法人 日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター所長 東京電力(株)水戸支社長 東日本高速道路(株)関東支社水戸管理事務所長 茨城交通(株)那珂湊営業所長 茨城県トラック協会常陸那珂支部長 商船三井フェリー(株)大洗支店長 鹿島臨海鉄道(株)副社長	桐 山 学 永 田 敬 所 恭 一 中 田 勉 海 老 原 長 二 横 須 賀 志 郎 田 島 孝 一 森 田 稔	2 3 2 - 4 8 2 6 2 6 7 - 4 1 4 1 3 6 0 - 3 2 1 2 2 5 2 - 6 1 5 1 2 5 1 - 2 3 3 4 2 2 6 - 3 3 4 1 2 6 7 - 4 1 3 3 2 6 7 - 5 2 0 0
第八号 (3名)	大洗町消防団長 大洗町消防副団長 大洗町議会文教厚生常任委員会委員長	米 川 不 二 夫 高 崎 公 男 海 老 沢 功 泰	2 6 7 - 3 2 9 3 2 6 6 - 1 6 4 1 2 6 7 - 3 2 6 9

## 大洗町国民保護協議会「幹事」名簿

総員 10 名

区分	機 関 名	職 名	氏 名
第一号	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	総務企画課長	富 田 一 之
第二号	陸上自衛隊・施設教導隊	第二中隊長	中 江 宏 彰
第三号	茨城県県北地方総合事務所	副所長 兼総務課長	鶴 田 亮 子
	水戸警察署大洗地区交番	所 長	菊 池 孝
第五号	大洗町消防本部・署	署 長	金 澤 清 治
第六号	大洗町	課 長	三 浦 徳 治 郎
	〃	課 長	古 川 稔
第七号	独立行政法人 日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター	技術主幹	飛 田 和 則
	鹿島臨海鉄道(株)	係 長	左 田 本 収
第八号	大洗町消防団	副 団 長	高 崎 公 男

〔平成17年12月22日  
訓令第12号〕

(設置)

第1条 大洗町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成17年大洗町条例第21号)に定める大洗町国民保護対策本部(以下「本部」という。)を設置するにいたるまでの措置,及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第25条第2項の規定に基づく通知がない場合についての措置を総合的に迅速かつ的確に行うため,大洗町国民保護対策連絡会議(以下「会議」という。)を置く。

(構成員)

第2条 会議の構成員は,別表に示す町長部局の課室局長及び消防本部の課長とする。

(会議の検討事項)

第3条 会議は,武力攻撃事態等による警報発令時又は発生するおそれのある時,情報収集,住民への広報,関連箇所への連絡,避難対策及び救援,住民保護対策ための要員の招集準備,その他救援措置に関する事項について協議する。

(運営)

第4条 会議は,生活環境課長が別に定めるところにより必要な構成員を招集し,これを主宰する。

2 生活環境課長に事故あるときには,総務課長がその職務を代行する。

(発令時の報告)

第5条 会議の構成員は,武力攻撃事態による警報発令時又は発生するおそれのある場合においては,発令内容,その他住民保護対策に必要な情報を収集し生活環境課長に報告しなければならない。

2 生活環境課長は,必要な情報を適宜本部長に報告しなければならない。

3 会議の構成員は,会議に付された事項をすみやかに関係職員に周知させるとともに,実施に必要な事項については,これを促進しなければならない。

(町長報告)

第6条 生活環境課長は,会議終了後すみやかにその結果を町長に報告しなければならない。

(事務)

第7条 会議の事務は,国民保護整備計画係が掌理する。

(雑則)

第8条 この規程のほか,会議に必要な事項は生活環境課長が別に定める。

附 則

この訓令は平成17年12月22日から施行する。

大洗町国民保護対策本部連絡会議構成員(第2条関係)

主宰	生活環境課長
副	総務課長
	町長公室長
	財務課長
	住民課長
	消防課長
事務局	国民保護整備計画係

〔平成17年12月22日  
訓令第11号〕

(設置)

第1条 大洗町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成17年大洗町条例第21号)に定める大洗町国民保護対策本部(以下「本部」という。)を設置したとき、避難対策等のうち重要な対策事項について審議し、措置を総合的かつ的確に行うため、大洗町国民保護対策本部会議(以下「会議」という。)を置く。

(構成員)

第2条 会議の構成員は、別表に示す大洗町国民保護対策本部の本部長(以下「本部長」という。)副本部長、本部付及び各部長とする。

(会議の検討事項)

第3条 会議は、警報や避難指示の伝達、避難住民等の誘導・救援、その他本部長が必要と認める救援措置に関する事項について協議する。

(運営)

第4条 会議は、本部長が主宰する。

2 本部長に事故あるときには、副本部長がその職務を代行する。

(結果の報告)

第5条 会議の構成員は、警報発令時又は発生するおそれのある場合においては、発令内容、その他の対策に必要な情報を収集し、会議に報告しなければならない。

2 会議の構成員は、会議に付された事項をすみやかに関係部員に指示するとともに、実施に必要な事項については、これを促進しなければならない。

(事務)

第6条 会議の事務は、国民保護整備計画係が掌理する。

(雑則)

第7条 この規程のほか、会議に必要な事項は本部長が別に定める。

(緊急対処事態)

第8条 前条までの規定は、大洗町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この訓令は平成17年12月22日から施行する。

大洗町国民保護対策本部会議構成委員(第2条関係)

主宰	本部長
	副本部長
	総括部長
	総務部長
	広報企画部長
	避難対策部長
	対策支援部長
	食糧対策部長
	救援対策部長
	教育部長
	消防部長
事務局	国民保護整備計画係

大洗町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

〔平成17年12月22日  
条例第21号〕

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、大洗町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

第3条 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

2 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

第4条 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(会議)

2 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

第5条 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

部に属するべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

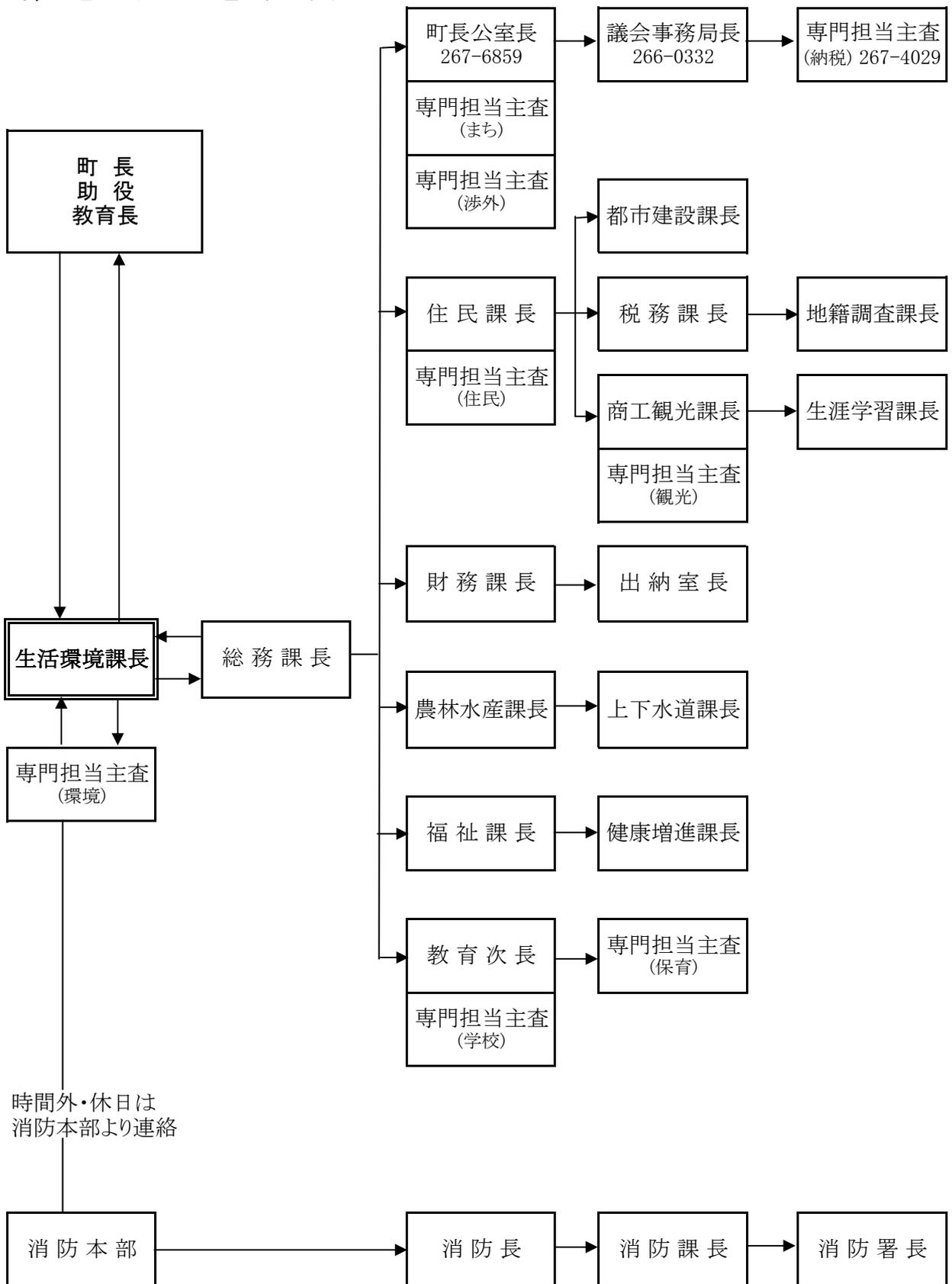
第7条 第2条から前条までの規定は、大洗町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 緊急時の連絡図

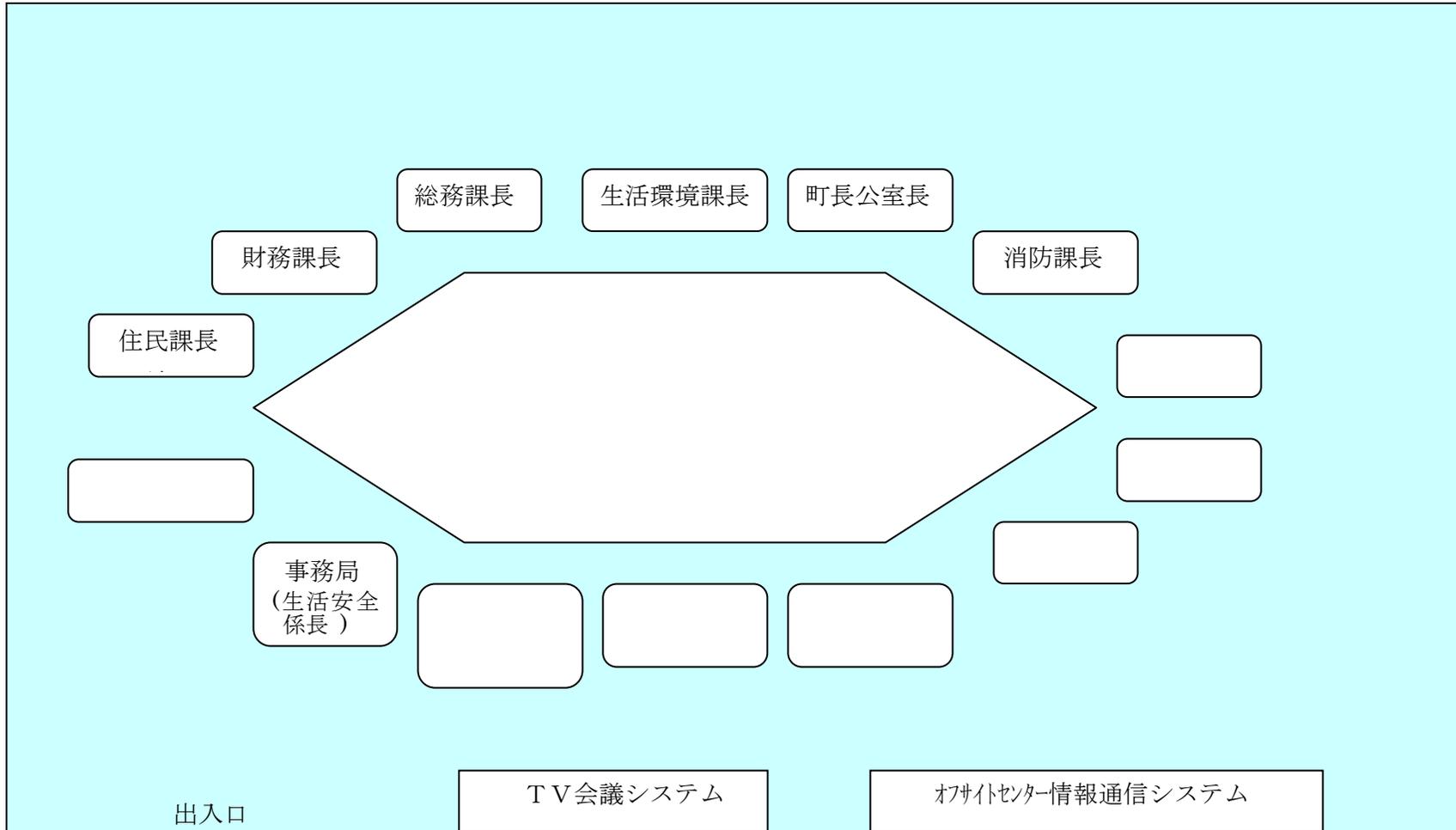




# 大洗町国民保護対策本部(部長・班長)

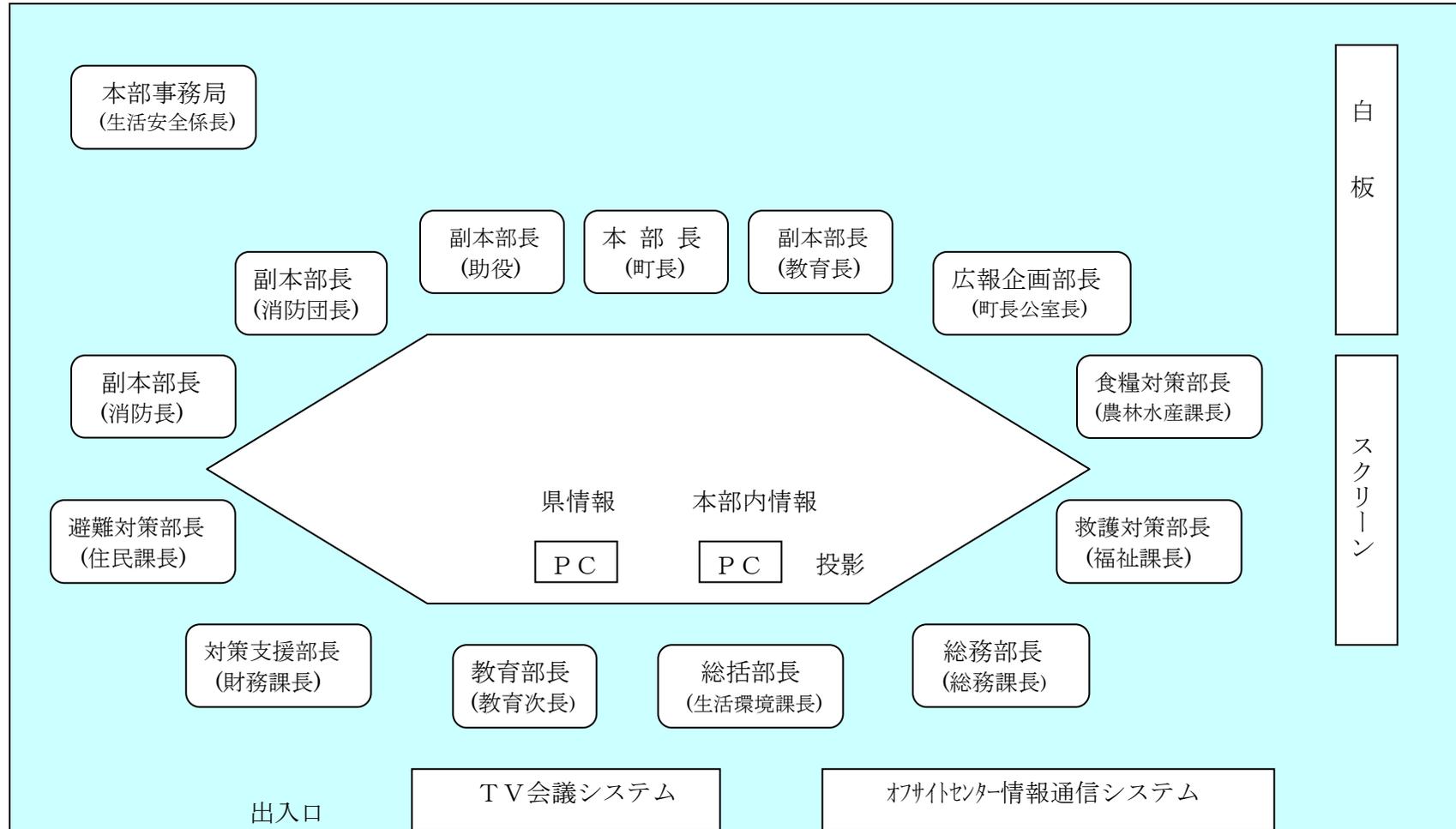
部	本部長・部長等	班	班長	主な対応課
本部長	町長			
副本部長	助役、教育長、消防長、消防団長			
本部事務局	生活環境課長 古川 稔	生活安全係長	納 久士	生活環境課
総務部	総務課長 三浦徳治郎 部付 白土芳夫	総務班	課長補佐兼総務係長 小松崎一寿	総務課
総括部	生活環境課長 古川 稔 部付 藤枝 健	通信連絡班	生活環境係長 小林 健	生活環境課
広報企画部	町長公室長 石井孝夫	住民広報班	渉外専門担当主査 武藤美智子	町長公室
		住民対応班	議会事務局長 谷村広樹	議会事務局
		報道班	まちづくり専門担当主査 小野瀬一弘	町長公室
避難対策部	住民課長 雨谷茂夫 部付 正木健司 藤本弘幸 永山光正 米川正一 杉山りえ子	避難計画班	都市建設課長 稲垣慈久	都市建設課
		住民対策班	税務課長 横山義博	住民課、税務課、地籍調査課 生涯学習課、消防団
		観光対策班	商工観光課長 佐久間伸水	商工観光課
対策支援部	財務課長 田山祐一 部付 田中幸江	財務班	管財係長 仲島茂成	財務課、出納室
		輸送班	財務係長 江橋浩司	財務課
食糧対策部	農林水産課長 小松崎 忠	農林水産班	農政係長 山本英二	農林水産課
		水道班	上下水道課長 花井幸男	上下水道課
救援対策部	福祉課長 雨澤庸夫	福祉班	社会福祉係長 田山 修	福祉課
		医療班	健康増進課長 高瀬好典	健康増進課
教育部	教育次長 荷口 孝 部付 桧山清隆	学校班	学校教育係長 関根明敏	学校教育課
		保育班	保育専門担当主査 江橋喜久雄	保育所
消防部	消防長 高橋正彦	消防班	消防課長 白土 昇 消防署長 金沢清治	消防本部 消防署、消防団

国民保護対策連絡会議室配置図



大洗町国民保護対策本部

国民保護対策本部室配置図



自施設待機者（小松崎課長、高瀬課長、藤本課長、米川主査、藤沼場長、白土消防課長、金沢署長）

自席待機者（永山課長、稲垣課長、横山課長、佐久間課長、花井課長、谷村局長、杉山主査、正木主査、石井主査、武藤主査、田中主査、桧山主査、藤枝主査）

大洗町国民保護対策本部事務局(生活環境課内) 席 ・ 内線番号表

環境専門担当主査  
248

生活環境係長 245	係員	244 係長
	243 係長	

生活環境課長  
240

原子力施設 安全調査員 241	生活安全係長 247	係員 246
原子力施設 安全調査員		係員

災害臨時電話  
267-5946  
267-5961  
267-5947  
総括部通信連絡班  
(生活環境課員)

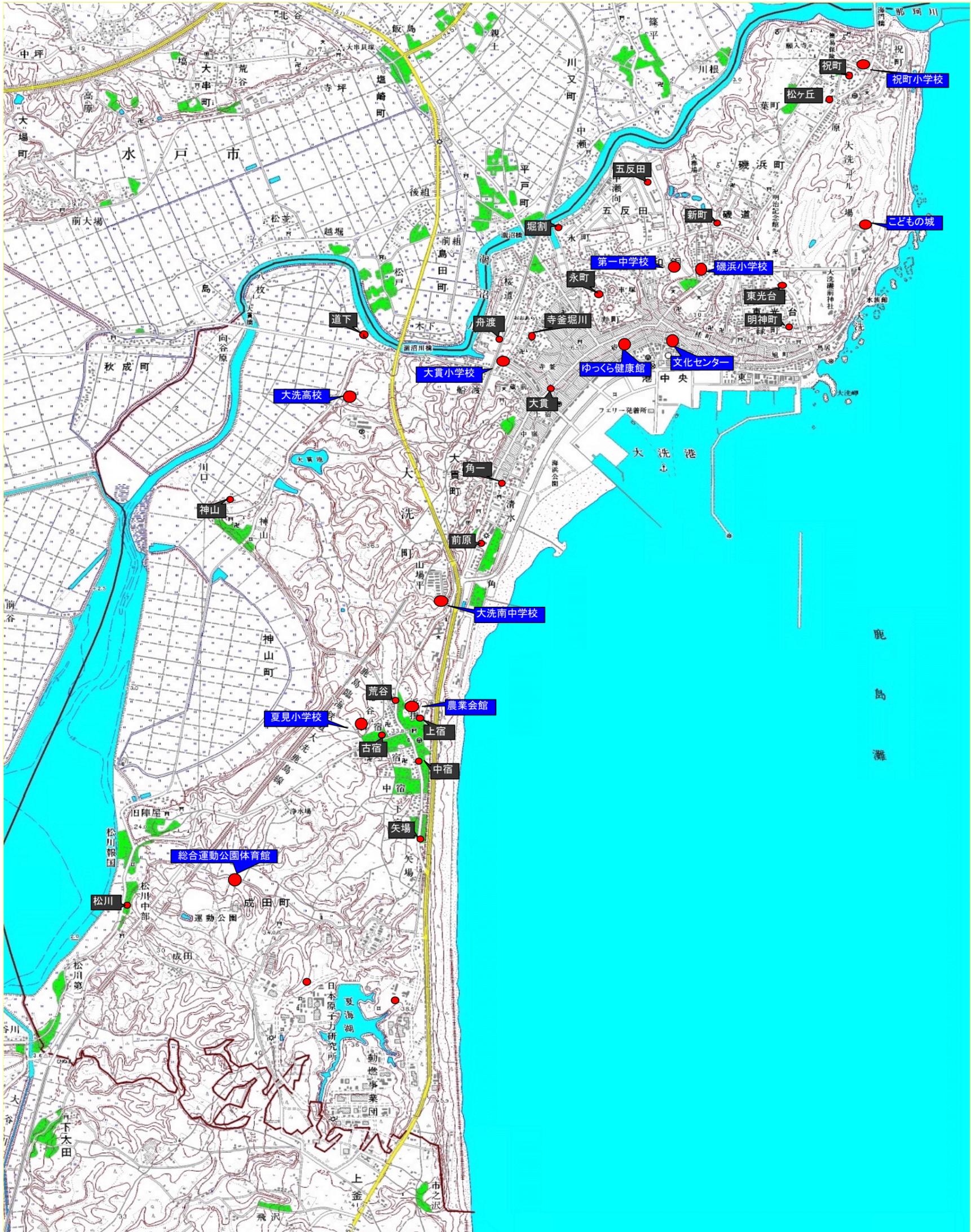
## 避 難 所 連 絡 先 一 覧

避 難 所 名	電 話 番 号
松 川 集 落 セ ン タ ー	2 6 7 - 0 0 3 0
矢 場 集 落 セ ン タ ー	
総 合 運 動 公 園	2 6 6 - 3 5 3 1
下 宿 集 会 所	
仲 宿 集 会 所	
古 宿 集 会 所	
上 宿 集 会 所	
浜 欠 集 会 所	
荒 谷 集 会 所	
前 原 町 営 住 宅 集 会 所	
神 山 集 落 セ ン タ ー	
道 下 集 会 所	2 6 6 - 2 5 4 4
角 一 集 会 所	2 6 7 - 5 9 7 6
大 貫 集 会 所	2 6 7 - 7 8 0 4
船 渡 集 会 所	
寺 釜 堀 川 集 会 所	
桜 道 集 会 所	
寿 集 会 所	2 6 7 - 2 4 7 9
永 町 会 館	2 6 6 - 2 3 8 1
第 二 保 育 所	2 6 7 - 2 3 6 7
明 神 町 集 会 所	2 6 7 - 2 5 6 7
東 集 会 所	2 6 7 - 2 1 6 2
中 央 公 民 館	2 6 6 - 2 4 4 2
漁 村 セ ン タ ー ・ 町 民 会 館	2 6 7 - 0 2 3 0
掘 割 集 会 所	2 6 6 - 2 8 8 9
五 反 田 集 会 所	2 6 6 - 2 4 0 3
新 町 会 館	2 6 6 - 2 9 3 2
第 一 中 学 校	2 6 7 - 5 2 8 8
第 一 保 育 所	2 6 7 - 2 6 7 1
東 光 台 集 会 所	2 6 7 - 3 2 2 8
旧 老 人 憩 の 家	2 6 7 - 3 1 4 4
松ヶ丘町営住宅集会所	
祝 町 集 会 所	
大洗簡易保険保養センター	2 6 7 - 3 1 9 1

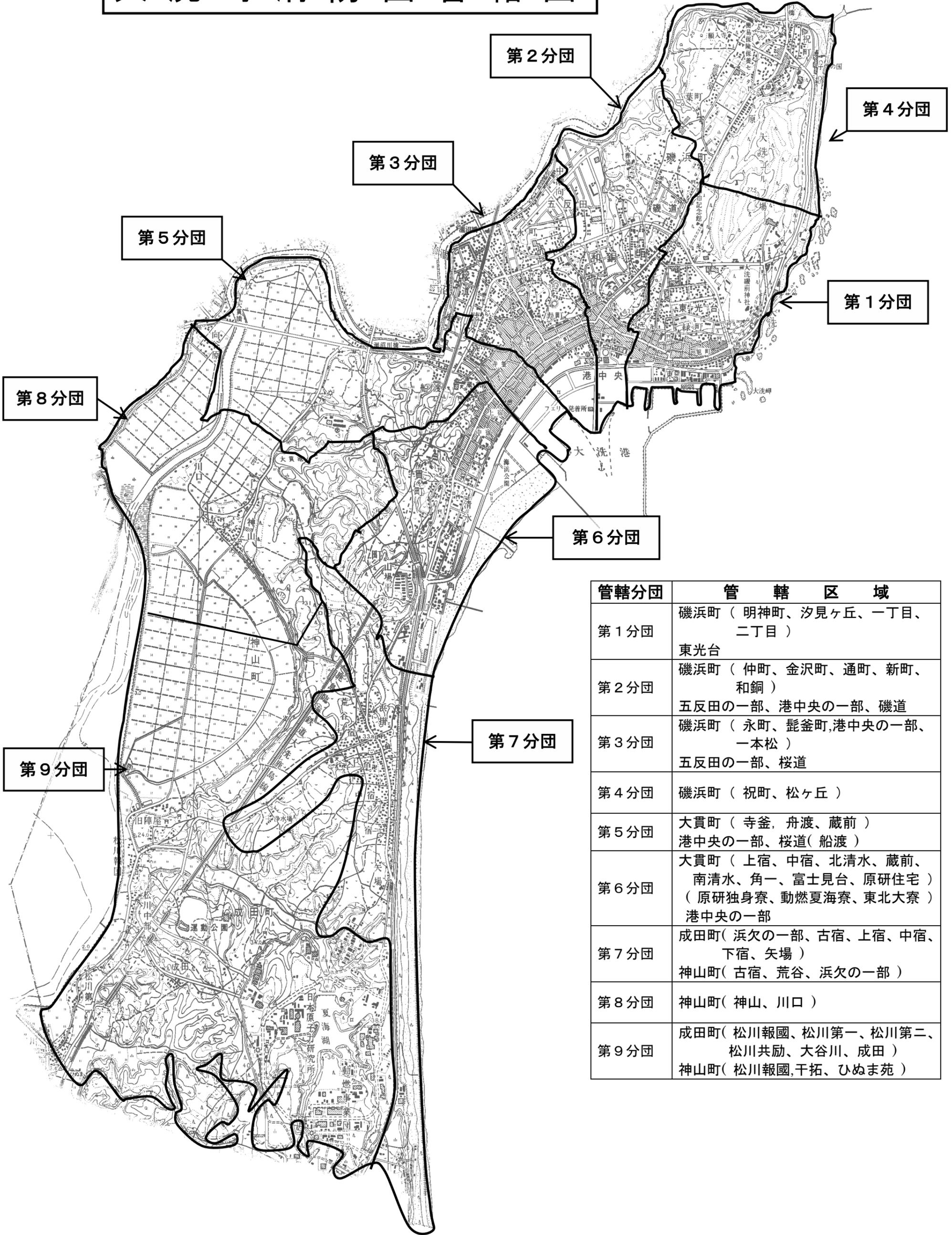
## 広域避難場所連絡先一覧

広域避難場所名	電話番号
祝町小学校	267-3674
磯浜小学校	267-5188
大貫小学校	267-2875
夏海小学校	267-2002
第一中学校	267-5288
南中学校	267-2942
大洗高校	267-6666
大洗ゴルフ場	266-1234
太平洋アソシエイツ・シャーウッドゴルフ場	267-7777
大洗町総合運動公園	266-3531
大洗海岸公園	
桜道児童公園	

避難所・集会所の位置図



# 大洗町消防団管轄図



管轄分団	管轄区域
第1分団	磯浜町（明神町、汐見ヶ丘、一丁目、二丁目） 東光台
第2分団	磯浜町（仲町、金沢町、通町、新町、和銅） 五反田の一部、港中央の一部、磯道
第3分団	磯浜町（永町、髭釜町、港中央の一部、一本松） 五反田の一部、桜道
第4分団	磯浜町（祝町、松ヶ丘）
第5分団	大貫町（寺釜、舟渡、蔵前） 港中央の一部、桜道（船渡）
第6分団	大貫町（上宿、中宿、北清水、蔵前、南清水、角一、富士見台、原研住宅） （原研独身寮、動燃夏海寮、東北大寮） 港中央の一部
第7分団	成田町（浜欠の一部、古宿、上宿、中宿、下宿、矢場） 神山町（古宿、荒谷、浜欠の一部）
第8分団	神山町（神山、川口）
第9分団	成田町（松川報國、松川第一、松川第二、松川共励、大谷川、成田） 神山町（松川報國、干拓、ひぬま苑）

# 避難施設データ

平成19年1月現在

施設				管理する担当窓口			避難施設の面積		保有設備等											構造		収容人員※		備考
名称	所在地 町丁目名	連絡先		連絡先			屋内(m <sup>2</sup> )	屋外(m <sup>2</sup> )	トイレ	入浴・ シャワー 設備	給食 設備	冷暖房 設備	障害者 用トイレ	エレベ- ーター	スロープ	コンク リート造 (RC,SRC を含む)	その他	階数	災害対策基 本法上の避 難場所とし て指定	非常用 電願の 有無	大型車 のアク セスの 可否	屋内	屋外	
		電話	FAX	名称	電話	FAX	面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )														(人)	(人)	
祝町集会所	磯浜町			財務課	0292675111	0292663577	94		○	×	×	×	×	×	×		○	F1	○	×	×	47		
松ヶ丘町営住宅集会所	磯浜町			財務課	0292675111	0292663577	100		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	50		
東光台集会所	東光台			財務課	0292675111	0292663577	166		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	○	83		
明神町集会所	磯浜町			財務課	0292675111	0292663577	153		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	○	76		
寿集会所	磯浜町			財務課	0292675111	0292663577	152		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	○	76		
東集会所	磯浜町	0292672162		財務課	0292675111	0292663577	61		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	30		
堀割集会所	磯浜町			財務課	0292675111	0292663577	162	2,447	○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	○	81	1,223	
五反田集会所	五反田	0292673163		財務課	0292675111	0292663577	256	4,261	○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	○	128	2,130	
桜道集会所	桜道			財務課	0292675111	0292663577	141		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	70		
永町会館	磯浜町	0292662381		財務課	0292675111	0292663577	194		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	97		
新町会館	和銅	0292662932		財務課	0292675111	0292663577	198		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	99		
大貫集会所	大貫町	0292677804		財務課	0292675111	0292663577	166		○	○	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	83	炊き出し可	
前原町営住宅集会所	大貫町			財務課	0292675111	0292663577	100		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	50		
寺釜堀川集会所	大貫町			財務課	0292675111	0292663577	146		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	73		
角一集会所	大貫町	0292675976		財務課	0292675111	0292663577	160		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	80	炊き出し可	
船渡集会所	大貫町			財務課	0292675111	0292663577	116		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	58		
道下集会所	大貫町	0292662544		財務課	0292675111	0292663577	67		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	33		
浜欠集会所	神山町			財務課	0292675111	0292663577	33		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	16		
荒谷集会所	神山町			財務課	0292675111	0292663577	91		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	45		
上宿集会所	成田町			財務課	0292675111	0292663577	96		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	48		
下宿集会所	成田町			財務課	0292675111	0292663577	102		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	51		
中宿集会所	成田町			財務課	0292675111	0292663577	85		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	42		
神山集落センター	神山町			農林水産課	0292675111	0292663577	149		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	74		
古宿集落センター	成田町			農林水産課	0292675111	0292663577	96		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	48		
松川集落センター	成田町	0292670030		農林水産課	0292675111	0292663577	182		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	91	炊き出し可	
矢場集落センター	成田町			農林水産課	0292675111	0292663577	112		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	×	56		
大洗町総合運動公園	成田町	0292663531		生涯学習課	0292675111	0292663577	3,015	38,952	○	○	×	×	×	×	×	○	×	F2	○	○	○	1,507	19,476	
大洗町健康福祉センター	港中央	0292661010		健康増進課	0292675111	0292663577	4,826		○	○	○	○	○	○	○	×		F2	○	○	○	2,413		
大洗町文化センター	磯浜町	0292662442		生涯学習課	0292675111	0292663577	2,953		○	×	×	○	○	×	×	○	×	F3	○	○	○	1,476		
大洗町中央公民館	磯浜町	0292662442		生涯学習課	0292675111	0292663577	1,746		○	×	○	○	×	×	×	○	×	F2	○	○	○	873	炊き出し可	
大洗町第一保育所	磯浜町	0292672671	0292672843	福祉課	0292675111	0292663577	847		○	×	○	×	×	×	×	○	×	F1	○	×	×	423		
大洗町第二保育所	磯浜町	0292672367	0292672375	福祉課	0292675111	0292663577	847		○	×	○	×	×	×	×	○	×	F1	○	×	○	423		
大洗町旧老人憩の家	磯浜町			生涯学習課	0292675111	0292663577	502		○	×	×	×	×	×	×	○		F1	○	×	○	251		
大洗町農業会館	成田町	0292662663		農林水産課	0292675111	0292663577	400		○	×	×	×	×	×	×	○	×	F2	○	×	×	200		
大洗町立祝町小学校	磯浜町	0292672744	0292670635	学校教育課	0292675111	0292663577	1,988	3,043	○	×	○	×	×	×	×	○	×	F2	○	×	×	994	1,521	
大洗町立磯浜町小学校	磯浜町	0292675188	0292670631	学校教育課	0292675111	0292663577	6,975	15,642	○	×	○	×	×	×	×	○	×	F3	○	×	○	3,487	7,821	
大洗町立大貫小学校	大貫町	0292672875	0292677677	学校教育課	0292675111	0292663577	3,847	6,739	○	×	○	×	×	×	×	○	×	F3	○	×	×	1,923	3,369	
大洗町立夏海小学校	成田町	0292672002	0292670270	学校教育課	0292675111	0292663577	1,934	2,492	○	×	○	×	×	×	×	○	×	F3	○	×	×	967	1,246	
大洗町立第一中学校	磯浜町	0292675288	0292675934	学校教育課	0292675111	0292663577	6,967	13,183	○	×	○	○	○	×	×	○	×	F3	○	×	×	3,483	6,591	
大洗町立南中学校	大貫町	0292672942	0292675934	学校教育課	0292675111	0292663577	6,557	16,967	○	×	○	○	○	×	×	○	×	F3	○	×	○	3,278	8,483	

※ 収容人員：一人あたりの専有面積を最低2㎡として算定

表 1 大洗町通報連絡対象機関

機 関 名	電 話	ファクシミリ
大洗町消防本部	266-1119	266-1776
〃	266-1118	
〃	227-6314 (防)	
〃	227-6318 (防)	
大洗文化センター	266-2442	266-2500
大洗町福祉センター	266-1010	266-2739
ゆっくら健康館	267-1126	〃
浄水場	267-2029	――
大洗町冷凍冷蔵工場	267-5458	267-2935
大洗町体験活動交流センター	267-2234	267-5417
大洗町斎場	267-0409	267-5357
総合運動公園体育館	266-3531	266-3787
大洗マリンタワー	266-3366	266-3043
大洗町観光協会	266-0788	266-0134
大洗町商工会	266-1711	267-3039
大洗町漁業協同組合	266-2165	266-1695
茨城県水難救済会大洗救難所	〃	〃
茨城県漁業用大洗海岸局	同上・266-0660	〃
水戸農業協同組合大洗支店	266-2663	266-2249
大貫神山広浦向谷原土地改良区	267-5111	
東茨城郡医師会 (加藤内科)	267-5599	267-5672
大洗・旭・水戸環境衛生組合	267-2898	266-2898
茨城県大洗港湾事務所	267-2700	267-7397
茨城県大洗都市公園事務所	267-2729	267-2729 (兼用)
大洗高等学校	267-6666	266-2298
児童センターこどもの城	266-3044	266-3045
アクアワールド(大洗水族館)	267-5151	267-5920
大洗マリーナ	267-5993	267-7750
大洗わくわく科学館	267-8989	

表2 原子力・防災関係・学校・その他関連機関

機 関 名	電 話	ファクシミリ
(原子力事業所) (独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 日本核燃料開発(株) 日揮(株)技術研究所 東北大学金属材料研究所	267-4141 266-2131 266-3311 267-3181	
(防災関係機関) 水戸原子力事務所 茨城県原子力安全管理事務所 東海保安検査官事務所 茨城県原子力オフサイトセンター 原子力緊急時支援・研修センター	244-3830 283-2880 283-4833 265-2111 265-5111	231-3789 283-2890 283-4718 265-5110
(学校関係) 第1保育所 第2保育所 磯浜小学校 祝町小学校 大貫小学校 夏海小学校 第一中学校 南中学校 祝町幼稚園 老人憩いの家 県立大洗高等学校	267-2671 267-2367 267-5188 267-3674 267-2875 267-2002 267-5288 267-2942 267-2744 267-3144 267-6666	267-2843 267-2375 267-0631 267-0635 267-7677 267-0270 267-5934 267-2972 266-2298
(その他) 水戸警察署 水戸警察署大洗地区交番 大洗郵便局 大洗都市公園事務所	233-0110 267-2417 267-2022 267-2729	267-2729

表3 大洗町社会厚生関連機関

機 関 名	電 話	ファクシミリ
第1保育所	267-2671	
第2保育所	267-2367	
恵泉保育所	267-2461	267-7306
滝口保育所	266-3288	
ひじり保育所	267-4423	267-4472
明石保育園	267-3400	
こすもすくーる	266-1377	266-1435
大洗町社会福祉協議会	266-3021	
特別養護老人ホームひぬま苑	267-6617	
児童センターこどもの城	266-3044	

表4 集会所・公民館

機 関 名	電 話	ファクシミリ
祝町集会所	—	
大貫集会所	267-7804	
松ヶ丘町営住宅集会所	—	
東光台集会所	267-3228	
明神町集会所	267-2567	
寿集会所	267-2479	
大洗中央公民館	267-0230	
東集会所	267-2162	
前原町営住宅集会所	—	
掘割集会所	—	
永町会館	266-2381	
新町会館	266-2932	
五反田集会所	267-3163	
寺釜堀川集会所	—	
角一集会所	267-5976	
船渡集会所	—	
神山集落センター	—	
道下集会所	266-2544	
古宿集落センター	—	
浜欠集会所	—	
荒谷集会所	—	
上宿集会所	—	
下宿集会所	—	
松川集落センター	267-0030	
矢場集落センター	—	
中宿集会所	—	
桜道集会所	—	

表5 茨城県の関連機関

機 関 名	電 話	ファクシミリ
原子力安全対策課 庶務・広報	301-2916	301-6002
〃 防災・環境安全	301-2922	301-2929
	301-6000	
消防防災課 消防	301-2879	301-2898
〃 防災企画	301-2885	
〃 防災情報	301-2891	
公害技術センター	252-3151	
〃 大気部監視室	254-0555	
県北地方総合事務所	225-2803	222-410(防)
水戸土木事務所	225-1311	228-6921
〃	227-6459(防)	
水戸地方福祉事務所	226-1512	227-4469
水戸保健所	241-0100	241-5313
ひたちなか保健所	265-5515	265-5040
常陸那珂港湾事務所	265-8171	
茨城県警察本部	310-0110	
水戸警察署	233-0110	
水戸警察署大洗地区交番	267-2417	
大洗都市公園事務所	267-2729	
水戸教育事務所	227-4451	
大洗港湾事務所	267-2700	

表6 国の関連機関

機 関 名	電 話	ファクシミリ
水戸地方气象台	224-1105	
〃	227-6389(防)	222-4900
茨城海上保安部	262-4304	
〃	262-3804	
陸上自衛隊施設学校	274-3211	
〃	227-6549(防)	227-6540
航空自衛隊第7航空団	0299-58-2611	
〃	227-6269(防)	227-6260

表 7 交通関連機関

機 関 名	電 話	ファクシミリ
大洗ターミナル(株)	266-3325	266-3698
商船三井フェリー(株)大洗支店	267-7851	
大洗埠頭開発(株)		262-5866
茨城交通 那珂湊営業所	262-3181	267-4464
勝田営業所	267-4188	
茨大前営業所	272-7311	
鹿島臨海鉄道 本社	251-2334	
大洗駅	267-5200	
	267-5203	252-6155
東日本高速道路(株)関東支社	251-6151	
水戸管理事務所		
(社)茨城県トラック協会	226-3341	
常陸那珂支部(東水運輸水戸営業所内)		

表 8 大洗町等医療機関

機 関 名	電 話	ファクシミリ
大洗海岸病院	267-2191	266-1215
加藤内科医院	267-5599	267-5672
さかた医院	267-6921	
篠原医院	267-2528	
清水医院	267-6116	
国立水戸病院	231-5211	
(茨城県原子力医療センター)		
県立中央病院	0296-77-1121	0296-77-2886
(茨城県放射線検査センター)		
水戸協同病院	231-2371	
水戸赤十字病院	221-5177	
	233-0033	

表9 ホテル・旅館・保養所

ホテル・旅館・保養所	電 話	ホテル・旅館・保養所	電 話
茨交大洗ホテル	267-2151	大洗簡易保険保養センター	267-3191
ホテル金波楼	267-2101	大洗みとしん荘	266-3155
大洗シーサイドホテル	267-2111	原研夏海クラブ	266-2400
大和旅館	267-2414	シーサイドはまさく	267-2949
ホテル橋本	267-2874	幡谷研究所大洗幸仙閣	267-6601
福本楼	267-3336	東北大宿泊所	267-5452
肴屋本店	267-2211	オーシャンビュー大洗	267-0488
魚来庵	267-3520		
大洗パークホテル	267-2171		
こどもの城	266-3044		
小林楼	266-2005		
大洗東光ホテル	267-3171		
大洗観光ホテル	267-2124		
舞凜旅館	266-2221		
水戸カンツリー倶楽部 <sup>ロッジ</sup>	266-1233		
肴屋隠居	267-3175		
松葉旅館	267-3597		
日野治旅館	266-1551		
旅館南荘	267-3241		
旅館さわや	267-2418		
旅館入船本館	267-3220		
旅館なめや	267-2479		
ペンション参仁館	266-1168		
大洗鷗松亭	266-1122		
ホテルP2	267-2801		
山口楼	267-4890		
ペンション藤本	267-5248		
リゾート大洗まつもと	266-0555		
ホテル館	266-1884		

## 大 洗 町 自 主 防 災 会 一 覧

	防 災 会 名 称	会 長 名	住 所	電話番号	構 成 町 内 会	世帯数
1	明神町自主防災会	土地 伸男	磯浜町 186		明神町1区, 2区, 3の上, 3の下, 4区, 5区, 6区, 7区, 8の1, 8の2, 8の3, 9区, 10区	363
2	東光台地区自主防災会	橋本 一誠	磯浜町 6944-84		東光台1区の1, 1区の2, 1区の3, 1区の4, 2区, 3区, 汐見ヶ丘	301
3	一丁目, 二丁目自主防災会	関根 馨	磯浜町 450		一丁目1の上, 1の下, 2区, 3区, 4区, 5区, 二丁目1の1, 1の2, 2区, 3区, 4区	341
4	仲町, 金沢町, 通町自主防災会	小沼 洋一	磯浜町 6799		仲町1区, 2区, 3区, 4区, 金沢町1区, 2区, 3区, 4区, 5区, 通町1区, 2区, 3区	327
5	新町第一自主防災会	川崎 義男	磯浜町 744		新町1区の1, 1区の2, 2区の1, 2区の2, 3区の1, 3区の2, 3区の3, 4区, 5区, 5区の1, 5区の2, 5区の3, 8区, 9区の1	336
6	新町第二自主防災会	鈴木 博之	磯浜 5365-6		新町6区の1, 6区の2, 7区の1, 7区の2, 7区の3, 7区の4, 9区の2, 10区, 11区, 12区	273
7	五反田自主防災会	田中 治美	五反田 93		五反田1区, 2区の1, 2区の2, 3区	167
8	祝町自主防災会	山本 清	磯浜町 8179 - 16		松ヶ丘1区, 2区, 二葉1区, 2区, 祝町1区, 2区の1, 2区の2, 3区, 4区, 5区, 6区, 7区, 8区, 9区, 10区	454
9	永町第一自主防災会	久 正男	磯浜町 6881 - 158		永町1区, 2区, 3区, 4区, 5区, 6区, 7区, 8区, 9区, 10区, 11区, 12区	321
10	永町第二自主防災会	庄司 昭一	磯浜町 2242-1		永町13区, 14区, 15区の1, 15区の2, 16区の1, 16区の2, 16区の3	392
11	髭釜自主防災会	菊池 耿介	磯浜町 1212		髭釜1区, 2区, 3区, 4区, 5区, 6区, 7区, 8区, 9区, 10区の1, 11区の1, 11区の3	407
12	桜道自主防災会	宮崎 和夫	桜道 257		桜道1区, 2区, 3区, 4区, 5区, 6区, 7区, 8区	365
13	寺釜自主防災会	田山 勝造	大貫町 540		寺釜1区, 2区, 3区, 4区, 5区, 6区, 7区, 8区, 9区, 10区, 11区, 12区	271
14	船渡, 蔵前, 上宿自主防災会	原口 昭夫	大貫町 70		船渡1区, 2区の1, 2区の2, 2区の3, 4区, 蔵前1区, 2区, 3区, 4区, 上宿1区, 2区, 3区	292
15	中宿, 北清水自主防災会	海老沢好一	大貫 103		中宿1区, 2区, 北清水1区, 2区, 富士見台,	168
16	南清水自主防災会	小野瀬省二	大貫 299		南清水1区, 2区, 3区	73
17	角一, 前原地区自主防災会	菊地 昇悦	大貫町 1212 - 25		角一1区, 2区の1, 2区の2, 3区の1, 3区の2, 4区, 5区, 6区, 前原1区, 2区, 3区, 原研住宅	386
18	夏海, 神山地区自主防災会	関 甚	成田町 214		神山, 川口, 荒谷, 浜欠, 古宿, 上宿, 中宿, 下宿, 矢場, ゆーもあ村	283
19	松川地区自主防災会	栗俣 一男	成田町 1567		干拓, 松川報国, 松川第一, 松川中部, 松川共励, 松川第二, 大谷川, 成田	123

※ (平成 19 年 2 月現在)

## 避難の実施体制

事項区分	実施責任者	内 容	実 施 の 基 準
避の難指 措置 置	国民対策 本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「要避難地域」</li> <li>・「避難先地域」</li> <li>・関係機関が構すべき措置の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の避難が必要であると認めるとき</li> </ul>
避 難 の 指 示	知 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「要避難地域等」</li> <li>・「避難先地域」</li> <li>・関係機関が構すべき措置の概要</li> <li>・主要な避難経路</li> <li>・避難のための交通手段</li> <li>・その他の避難の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国対策本部長が避難措置の指示をしたとき</li> <li>・知事が自ら当該避難地域の近接地域の住民も避難させることが必要であると認めるとき</li> </ul>
避 難 住 民 の 誘 導	市町村長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記避難の指示の伝達</li> <li>・避難実施要領の策定 (避難の経路、手段、手順) (避難住民の誘導の実施方法) (関係職員の配置) (その他避難、誘導に必要な事項)</li> <li>・避難実施要領の内容の伝達・通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が住民に対し避難の指示をしたとき</li> </ul>
	市町村の 職員・ 消防団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長が避難誘導を実施するとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
	消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長が避難誘導を実施するとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入禁止、退去の措置</li> <li>・道路上の車両等の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官または海上保安官がその場にはいないとき</li> </ul>
	警察官・ 海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長の要請があったとき</li> <li>・知事の要請があったとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> <li>・立入禁止、退去の措置</li> <li>・道路上の車両等の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
	自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長の要請があったとき</li> <li>・知事の要請があったとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち入り禁止、退去の措置</li> <li>・道路上の車両等の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官または海上保安官がその場にはいないとき</li> </ul>
	県の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長の要請があったとき</li> <li>・市町村長に避難住民の誘導の指示を行っても所要の避難住民の誘導が当該市町村長によりおこなわれない場合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>	

【 指定地方行政機関 】

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県警察本部 水戸警察署	1 県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 各都道府県警察との連携 3 県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
茨城海上保安部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助、救急活動、その他の武力攻撃災害への対処
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
気象庁 水戸地方气象台	1 気象状況の把握 2 気象に関する資料・情報の提供 3 緊急時環境モニタリングへの支援
水戸原子力事務所	1 試験研究用原子炉の安全確保 2 核燃料使用施設等の安全確保 3 放射性同位元素使用施設等の安全確保
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
茨城労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
自衛隊	1 避難住民の誘導 2 避難住民等の救援 3 武力攻撃災害への対処 4 武力攻撃災害の応急の復旧

【 指定公共機関及び指定地方公共機関等 】

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) 茨城支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理 2 武力攻撃事態等における優先通信の確保 3 災害通信設備の復旧
KDDI(株) 水戸支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理 2 武力攻撃事態等における優先通信の確保 3 災害通信設備の復旧
(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ茨城支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理 2 武力攻撃事態等における優先通信の確保 3 災害通信設備の復旧
日本銀行 水戸支店金融機関	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 資金決済の円滑な確保及び信用秩序の維持
日本赤十字社 茨城県支部	1 武力攻撃災害時における被災者の救助及び保護 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金等の募集及び分配 4 外国人の安否情報の収集・整備及び回答
日本放送協会 水戸放送局 (株)茨城放送	1 警報等の周知 2 避難情報の伝達
東日本高速道路 (株)関東支社	1 道路の維持管理 2 武力攻撃事態等における道路交通の確保
日本原子力研究開発 機構大洗研究開発セ ンター	1 武力攻撃災害に関する指導及び助言 2 施設の整備及び防火管理 3 災害対策の実施と被災施設の復旧 4 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 5 応急対策の実施 6 事後対策の実施
茨城交通(株) 鹿島臨海鉄道(株) (社)茨城県トラック協 会 商船三井フェリー(株) 大洗支店	1 施設等の整備及び安全輸送の確保 2 武力攻撃事態等における物資及び人員の緊急輸送
東京電力(株) 水戸支社	1 武力攻撃事態等における電力供給の確保
日本郵政公社 大洗郵便局	1 郵便業務の確保 2 郵便貯金及び簡易保険の非常取扱い並びに災害応急融資
東茨城郡医師会 (社)茨城県看護協会	1 緊急時医療等の医療救護活動への協力 2 健康影響調査への協力
(社)茨城県社会福 祉協議会	1 ボランティア団体の支援 2 生活福祉資金の貸し出し

# 大洗町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、大洗町の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手段等必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において、「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

### (交付の対象者)

第3条 町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

(交付の手續)

第4条 町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式2)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(別記様式1)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式2)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

## 第2章 特殊標章等の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場合若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認める時は、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、町長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 町長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 町長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊腕章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受け付けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期限及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑

み、町長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

#### 第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定め

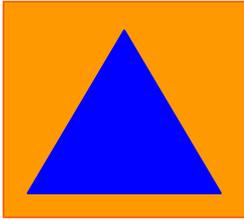
るところによる。

第19条 町長における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、生活環境課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。  ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：大洗町消防本部 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別紙 (第2条関係)

身分証明書

表面

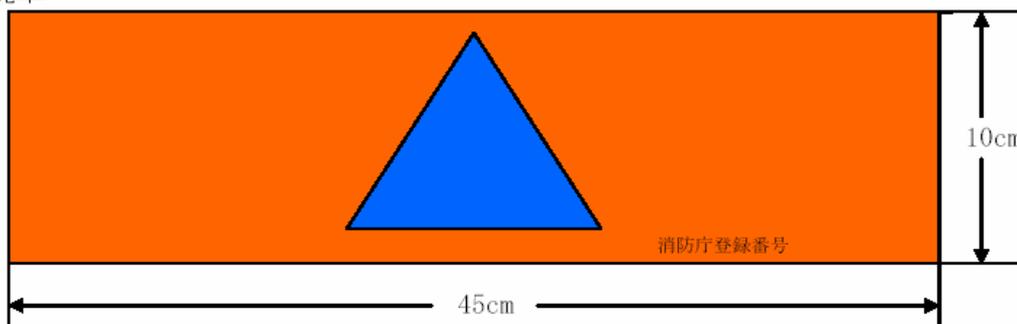
裏面

	消防庁長官 消防庁長官 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって登録される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict (Protocol I) in his capacity as 交付書の年月日/Date of issue 証明書の番号/No. of card 許可者の署名/signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry	
身長/Height 髪の色/Hair 顔の色/Complexion その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血型/Blood type 所持者の写真 PHOTO OF HOLDER 印鑑/Seal 所持者の署名/signature of holder		

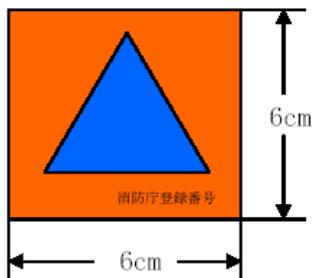
▶ (日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

別紙 (第2条関係)

①腕章

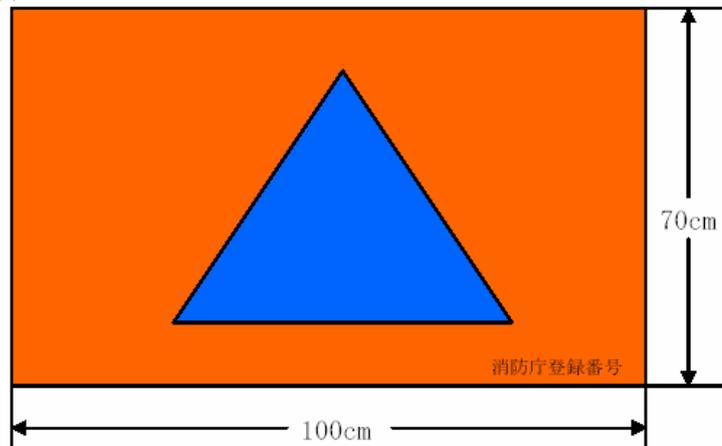


②帽章



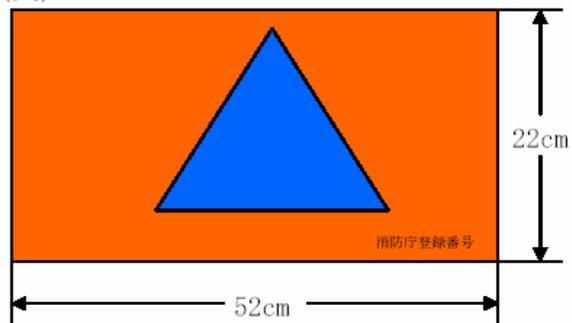
別紙 (第2条関係)

①旗



②車両章

(大)



別記様式1（第4条関係）

平成 年 月 日

大洗町長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢 字） ..... （ローマ字）.....	生年月日（西暦） .....年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒..... ..... 電話番号：..... E-mail：.....	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: auto;">                     写 真                      縦4×横3cm                      （身分証明書交付又は                      使用許可の場合のみ）                 </div>
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長：..... cm      目の色：..... 頭髪の色：.....      血液型：.....（Rh 因子.....）	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等（標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載） ..... .....	
（許可権者使用欄） 資 格：..... 証明書番号：..... 交付等の年月日：..... 有効期限の満了日：..... 返納日：.....	



特殊標章再交付申請書

年 月 日	
大洗町長 殿	
申請書	
住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____ 印	
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
大洗町長 殿	
申請書	
住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____ 印	
1 旧身分証明番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - ※印の欄は、記入しないこと。

災害時に援護を要する方の安否確認・救助活動対象者名簿

大洗町

地区 担当

No.

番号	住 所 (町丁字番地)	氏名(生年月日)	血液型	性別	電話番号	世帯主氏名	身体等の不自由な状況 (寝たきり, 虚弱, 障害の 部位, 車椅子の使用等)	かかりつけ医院(師)名, 電話番号	災害発生時の確認事項	
									救助必要 の有無	収容先
		( 年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		( 年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		( 年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		( 年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		( 年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		( 年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		( 年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		( 年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		( 年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(20 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日本 その他 ( )
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の住居	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94号第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95号第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物質、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(20 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日本 その他( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94号第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95号第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物質、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



安否情報照会書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申請者 住 所(居所) _____  氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、 理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他( )	
備 考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本                      その他 ( )
	その他個人を識別するた めの情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規定A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり 回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当する否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日 本          その他（          ）
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規定A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要事項」に記入すること。

## 〈 記入要領 〉

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。  
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。  
「国名表」には、未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場所に、当該情報に代えて個人を識別することができるよう身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重症」、「軽症」と区分して記載する。負傷者の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷してない場合は空欄とする。  
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。  
「重症」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。  
「軽症」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

## 国民保護訓練費負担金交付要綱

### (通則)

第1条 国民保護訓練費負担金（以下「負担金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）同法律施行令（昭和16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この負担金は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が、地方公共団体の長等と共同して行う訓練（以下「国民保護訓練」という。）に係る費用で地方公共団体が支弁したものについて、消防組織法第4条第2項第25号に規定する国民保護法における消防庁の所掌事務の範囲内において消防庁が負担することにより、地方公共団体における武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処能力の向上を図ることを目的とする。

### (負担金の対象経費)

第3条 この負担金の交付の対象となる経費は、国民保護訓練に係る費用で地方公共団体が支弁したもののうち、国民保護法施行令第51号各号に掲げる経費を除く経費であり、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 旅費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 委託金
- (6) 工事請負費
- (7) その他の経費

### (負担金の額)

第4条 負担金の額は、交付対象経費の全部に相当する額とする。

### (対象者)

第5条 この負担金の交付を受けることができる地方公共団体は、国民保護法第42条及び第168条第2項における国民保護訓練を実施し、その実施に係る費用を支弁した地方公共団体とする。

### (交付申請)

第6条 負担金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付団体」という。）は、交付申請書を都道府県知事を経由し、消防庁長官に提出しなければならない。

- 2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
  - (1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。
  - (2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあっては1部、市町村にあっては2部（消防庁用正本1部、都道府県用副本1部）とする。

(3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。

- 3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第2による負担金交付金調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

(負担金交付調書)

第7条 都道府県知事は、前条第3項の負担金交付調書を負担金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、負担金の交付を適当と認めるときは、負担金の交付を決定するとともに交付団体に対して交付決定の通知をする。

2 交付団体が市町村である場合にあっては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官（国民保護主管部長）に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

3 消防庁長官は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認等)

第9条 交付団体は、負担金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条例を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、負担金の合計金額が増加しない範囲で各費目の金額の軽微な変更を行う場合には、同項に基づく承認を要しないものとする。

4 交付団体は、交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

5 交付団体は、交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事（都道府県が交付団体である場合は、消防庁長官。以下第6項、第7項、第10条第1項、第11条第1項から第3項まで、第12条第1項、第14条、第15条第1項及び第4項、第18条第2項及び第3項において同じ。）に、別記様式第5により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

6 都道府県知事は、交付事業の完了により当該交付団体に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、負担金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した負担金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

7 都道府県知事は、第1項又は第4項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照し必要があると認めるときは、第7条の負担金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の日から起算して30日以内とし、都道府県知事に申し出るものとする。

2 前項の申し出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

(交付事業の遂行)

- 第 11 条 交付団体は、適正化法第 3 条の趣旨に従い、負担金の公正かつ効率的な使用と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第 1 2 条並びに交付金規則第 6 条の規定に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。
- 2 都道府県知事は、適正化法第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、交付団体が負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。
  - 3 都道府県知事は、適正化法第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、交付団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
  - 4 都道府県知事は、前 2 項の命令に当たっては、適正化法第 2 4 条の規定に留意するとともに、必要に応じ消防庁長官に報告を行い指示を求めることができる。

(実績報告)

- 第 12 条 交付団体は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第 1 4 条の規定に基づき実績報告書を別記様式第 6 により都道府県知事に正本 1 部を提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、別表に掲げる書類を添付すること。  
ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

(実績報告書の提出期限)

- 第 13 条 実績報告書の提出期限については、適正化法第 1 4 条前段の場合にあつては、交付事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内又はその翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日とし、適正化法第 1 4 条後段の場合にあつては、翌年度の 4 月 3 0 日とする。

(是正のための措置)

- 第 14 条 都道府県知事は、適正化法第 1 6 条の規定に基づき、交付事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付団体に命ずることができる。

(負担金の額の確定)

- 第 15 条 都道府県知事は、実績報告書の提出があつた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結果が負担金の交付の決定の内容（第 9 条第 1 項及び第 2 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれらに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、交付団体に別記様式第 7 により通知するものとする。
- 2 都道府県知事は前項の負担金を確定し交付団体に確定通知を行うときは、第 7 条に定める負担金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第 8 により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官（出納長）は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。
  - 3 負担金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後 2 0 日以内に行うものとする。
  - 4 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第 9 の実績報告検収調書に記入し、負担金交付調書と共に保管しなければならない。
  - 5 都道府県知事は、当該都道府県における最終の負担金の額を確定し報告する際には、

実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(負担金の返還の期限)

第 16 条 負担金の返還の期限については、適正化法第 18 条第 1 項の場合にあっては、負担金の交付の決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、適正化法第 18 条第 2 項の場合にあっては、負担金の額の確定の通知の日から 20 日以内とする。

ただし、当該負担金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、負担金の額の確定の通知の日から 90 日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(財産の処分の制限)

第 17 条 適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、負担金対象施設のうち、単価 50 万円以上のものとして、同第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第 8 条によるものとする。

2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した負担金対象施設を適正化法第 22 条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、都道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

(交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等)

第 18 条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業の事業者（当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の管理者を含む。）の変更については、都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。

2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については当該財産を取得してから 5 年の間は理由を付して都道府県知事に届出しなければならない。

3 都道府県知事は前条及び前 2 条の処分等があった場合には第 7 条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

(交付事業の検査等)

第 19 条 交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完了するものとするとともに交付事業により取得した財産については財産台帳に記録し、仕様書等関係書類を必要に応じて保管しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第 23 条の規定に基づき負担金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第 10）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この要綱は平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

別表 添付書類一覧表

	交付申請に添付する資料		実績報告書に添付する資料	
第3条第1号 (旅費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付事業の費用内訳書</li> <li>・交付事業の実施計画書</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付事業の実績</li> <li>・交付事業の実施報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出の根拠となる旅行命令簿の写</li> </ul>
第3条第2号 (需用費)		—		<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書の写又はそれに代わる書類</li> </ul>
第3条第3号 (役務費)		—		<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写又はそれに代わる書類</li> <li>・領約書の写又はそれに代わる書類</li> </ul>
第3条第4号 (使用料及び賃借料)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書又はそれに代わる書類</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写又はそれに代わる書類</li> <li>・領約書の写又はそれに代わる書類</li> </ul>
第3条第5号 (委託料)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写又はそれに代わる書類</li> <li>・検収調書の写</li> </ul>
第3条第6号 (工事請負費)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写又はそれに代わる書類</li> <li>・検収調書の写</li> </ul>
第3条第7号 (その他の経費)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写又はそれに代わる書類</li> <li>・領約書の写又はそれに代わる書類</li> </ul>

注 その他消防庁官が必要と認めるものについて別途通知する。

別記様式第 1

第 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名



平成 年度国民保護訓練費負担金の交付申請書

標記負担金の交付を受けたいので、国民保護訓練費負担金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 訓練名等

訓練名( 図上訓練・実働訓練 )	
実施年月日	年 月 日

2 交付事業の費用内訳書(別紙 1)

3 交付事業の実施計画書(別紙 2)

4 負担金交付申請額 円

5 交付事業完了の予定日 年 月 日

記載上の注意

ア 訓練名には、図上訓練及び実働訓練の区別を明示したうえで、国民保護訓練の名称を記入すること。

イ 実施年月日は、国民保護訓練を実施する年月日を記入すること。

ウ 「交付事業完了の予定日」については、要綱第 3 条各号に掲げる経費に係る事業について、財務規則等に基づく検収等の完了する予定日のうち最も遅い日を記入すること。

別記様式第1の別紙1

交付事業の費用内訳書

(単価 : 円)

費目	内容	仕様(規格等)	数量	単価	金額	根拠(見積等)	備考
第3条第1号 経費(旅費)							
第3条第2号 経費(需用費)							
第3条第3号 経費(役務費)							
第3条第4号 経費(使用料及 び賃借料)							
第3条第5号 経費(委託料)							
第3条第6号 経費(工事請負 費)							
第3条第7号 経費(その他 の経費)							
合計							

記載上の注意 ア 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、横位置左とじとすること。

イ 要綱第3条各号に掲げられた費目ごとに、その内容、仕様(規格等)、数量、単価、金額、根拠(見積等)を記入すること。

## 交付事業実施計画書

年月日  
 都道府県名  
 市町村名

- 1 交付事業の名称
- 2 交付事業の実施場所
- 3 交付事業の内容

目 的			
日 時			
訓練想定等	訓練項目		
	発災場所		
	参加団体名 及び団体数		
	参加人数		

- 記載上の注意
- ア 様式の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置左とじとすること。
  - イ 交付事業の名称欄には、国民保護訓練を実施する地方公共団体名を付けて交付事業の名称を記入すること。例えば「〇〇県国民保護訓練(図上訓練)費負担金交付事業等の記載によること。
  - ウ 交付事業の実施場所については、国民保護訓練を実施する場所を記入し、図面等を添付すること。
  - エ 交付事業の内容欄については、実施する国民保護訓練の目的、日時、訓練想定等を具体的に記入すること。
  - オ 詳細な訓練の実施計画書を別に添付すること。



第 年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名



平成 年度国民保護訓練費負担金交付事業に係る事業内容の変更  
承認申請書

平成 年 月 日付け消防運第 号により交付決定された平成 年度国民保護  
訓練費負担金交付事業に係る事業の内容を変更したいので、国民保護訓練費負担金交付要綱  
第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請する。

- 1 交付事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする交付事業の費用内訳書(別紙 1)
- 3 変更しようとする交付事業の実施計画書(別紙 2)
- 4 変更しようとする交付事業完了の予定日  
変更後の完了予定日 年 月 日  
当初申請時の完了予定日 年 月 日

別記様式第3の別紙1

変更しようとする交付事業の費用内訳書

(単価 : 円)

費 目		内 容	仕様 (規格等)	数量	単 価	金 額	根拠(見積等)	備 考
第3条第1号 経費 (旅費)	変更後							
	変更前							
第3条第2号 経費 (需用費)	変更後							
	変更前							
第3条第3号 経費 (役務費)	変更後							
	変更前							
第3条第4号 経費 (使用料 及び賃借料)	変更後							
	変更前							
第3条第5号 経費 (委託料)	変更後							
	変更前							
第3条第6号 経費 (工事請 負費)	変更後							
	変更前							
第3条第7号 経費 (その他 経費)	変更後							
	変更前							
合 計	変更後							
	変更前							

記載上の注意 ア 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、横位置左とじとすること。

イ 変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段が書きとすること。

## 交付事業実施計画書（変更）

年月日  
都道府県名  
市町村名

- 1 交付事業の名称
- 2 交付事業の実施場所
- 3 交付事業の内容

目 的		変更後	
		変更前	
日 時		変更後	
		変更前	
訓練想定等	訓練項目	変更後	
		変更前	
	発災場所	変更後	
		変更前	
	参加団体名 及び団体数	変更後	
		変更前	
	参加人数	変更後	
		変更前	

記載上の注意 ア 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置左とじとすること。  
イ 変更前の実施計画と変更後の実施計画が明確に分かるように記載すること。

別記様式第 4

第 年 月 日 号

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名



平成 年度国民保護訓練費負担金交付事業の  $\left[ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  の承認申請書

平成 年 月 日付け消防運第 号により交付決定された平成 年度国民保護訓練費負担金交付事業に係る事業を  $\left[ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  したいので、国民保護訓練費負担金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、次のとおりと申請する。

- 1 交付事業を  $\left[ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  しようとする理由
- 2  $\left[ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  しようとする交付事業の費用内訳書
- 3  $\left[ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  しようとする交付事業の実施計画書

第 年 月 号  
年 月 日

〔 消防庁長官 〕 殿  
〔 都道府県知事 〕

交付団体の名称  
その長の職、氏名



平成 年度国民保護訓練費負担金交付事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け消防運第 号により交付決定された平成 年度  
国民保護訓練費負担金交付事業について

〔 事業が予定の期間内に完了し難くなった  
事業が年度内に完了し難くなった  
事業の遂行が困難となった 〕 ので、国民保護訓練費負担金交付要綱

第 9 条第 5 項の規定に基づき報告する。

1 〔 予定の期間まで 〕 に完了しない理由  
〔 年度内 〕 (交付事業の遂行が困難となった場合を年度内含む。)

2 交付事業の施行の経過

3 交付事業の完了予定日

変更後の完了予定日 年 月 日  
当初申請時の完了予定日 年 月 日

第 年 月 日 号

〔 消防庁長官 〕 殿  
〔 都道府県知事 〕

交付団体の名称  
その長の職、氏名



平成 年度国民保護訓練費負担金交付事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で申請し、平成 年 月 日  
付け消防運第 号により交付決定された平成 年度国民保護訓練費負担金

交付事業につき 〔 完 了 〕 したので、国民保護訓練費負担金交付  
〔 廃 止 〕  
〔 会計年度が終了 〕

要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 交付事業の実績 (別紙 1)
- 2 交付事業の実績報告書 (別紙 2)
- 3 確定を受けようとする負担金の額 円
- 4 交付事業完了日
- 5 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画

別記様式第6の別紙1  
 交付事業の実績

(単価：円)

費目	内容	仕様(規格等)	数量	単価	契約者	契約年月日	金額				支払年月日	備考
							予算額	決算額				
								支払済額	未支払額	計		
第3条第1号 経費(旅費)												
第3条第2号 経費(需用費)												
第3条第3号 経費(役務費)												
第3条第4号 経費(使用料 及び賃借料)												
第3条第5号 経費(委託料)												
第3条第6号 経費(工事請 負費)												
第3条第7号 経費(その他 経費)												
合計												

- 記載上の注意
- ア 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、横位置左とじとすること。
  - イ 予算額の欄には、交付決定通知書に記載され交付対象費用とする。
  - ウ 備考の欄には、予算額と決算額とが著しく異なるときにその理由を記載すること。
  - エ 内容の欄については、種別別ごとに詳細に記入すること。

## 交付事業実施報告書

年月日  
 都道府県名  
 市町村名

- 1 交付事業の名称
- 2 交付事業の実施場所
- 3 交付事業の内容

目 的			
日 時			
訓練想定等	訓 練 項 目		
	発 災 場 所		
	参加団体名 及び団体名		
	参 加 人 数		

- 記載上の注意
- ア 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦位置左とじとすること。
  - イ 交付事業の名称の欄には、国民保護訓練を実施する地方公共団体名を付けて交付事業の名称を記入すること。例えば「〇〇県国民保護訓練(図上訓練)費負担金交付事業」等の記載例によること。
  - ウ 交付事業の実施場所については、国民保護訓練を実施する場所を記入し、図面等を添付すること。
  - エ 交付事業の内容欄については、実施した国民保護訓練の目的、日時、訓練想定等を具体的に記入すること。
  - オ 詳細な訓練の実施計画書を別に添付すること。

別記様式第 7

第 号  
年 月 日

殿

消防長長官  
都道府県知事



平成 年度国民保護訓練費負担金確定通知書

平成 年 月 日付け第 号により報告された平成 年度国民保護訓練費負担金交付事業に係る負担金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条の規定に基づき、金 円に確定したので通知する。

第 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

都道府県知事



平成 年度国民保護訓練費負担金の確定について(報告)

標記負担金について、今回次のとおり負担金の額を確定しましたので、国民保護訓練費負担金交付要綱第 15 条に基づき報告します。

1 確定状況(第 回) (単位 : 円)

交付決定額 ①	前回までの 確定額 ②	今回確定額 ③	確定総額 ② + ③	確定減額	残 額 ① - ② - ③

2 今回確定内訳

団 体 名	交付決定額	確 定 額	確定減額
合 計			

3 別添 実績報告書検収調書 (最終回のみ)



別記様式第 10

表 面

← 6、5 cm →

↑

第 号  
年 月 日発行

官 職 氏 名  
年 月 日生

9 cm

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)  
第 23 条第 2 項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

総務大臣  
(都道府県知事) 印

↓

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
(昭和 30 年法律第 179 号) 抜すい

第 23 条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため  
必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報  
告させ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その  
他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、  
これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解して  
はならない。

第 26 条 (略)

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一  
部を都道府県が行うこととすることができる。

( )内は都道府県知事が発行する場合

## 避難の種類と対処

	類 型	避難および退避の態様
武力 攻撃 事態	地上攻撃が航空機や船舶により着上陸する 攻撃	・ 広域的避難 (県内避難または県外避難)
	ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 主要な公共施設の占拠または破壊 ・ 原子力研究所の中央制御室の占拠または冷 却機能の破壊	・ 屋内へ避難( ) ・ 事態の推移や被害の状況に応じて、他の安全 な地域へ避難
	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾道                      ・ 核弾道 ・ 生物剤弾道                  ・ 化学剤弾道	
	航空機による攻撃	

	類 型	避難および退避の態様
緊 急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等による 攻撃が行われる事態 ・ 原子力事業所の破壊 ・ 危険物積載船への攻撃 ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・ 危険地域からの避難(退避) (町内避難または県内避難)
	多数の人が集合する施設および核燃料輸送等 に対する攻撃が行われる事態 ・ 大規模集客施設の爆破 ・ 電車等の爆破                  ・ 輸送車両の爆破	・ 危険地域からの避難(退避) (町内避難)
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による 攻撃が行われる事態 ・ 放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム) 等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入	・ 危険地域からの避難(退避) (町内避難) (風向や二次感染の防止等を考慮)
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行 われる事態 ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う 自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来	・ 危険地域からの避難(退避) (町内避難)

## 用語集

### 【 国民の保護のための措置 】

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。

※ 例) 住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等

### 【 武力攻撃 】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

### 【 武力攻撃事態等 】

武力攻撃事態等及び武力攻撃予測事態。

### 【 武力攻撃事態 】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。(国が認定した場合として4つの事態を想定)

### 【 武力攻撃事態の4類型 】

1. 地上部隊の着上陸侵攻
2. 航空機による攻撃
3. 弾道ミサイル攻撃
4. ゲリラ・特殊部隊攻撃(コマンドウ)

### 【 攻撃予測事態 】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

### 【 緊急対処事態 】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家が緊急に対処することが必要なもの。

### 【 緊急対処事態の4類型 】 想定

1. 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行える事態  
原子力発電施設等の破壊・石油コンビナート・都市ガス貯蔵施設等の爆発
2. 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆発・新幹線等の爆破
3. 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃がおこなわれる事態  
放射性物質を混入させた爆弾(ダートィボム)等の爆弾による放射能の拡散  
炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布  
市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布  
水源地に対する毒素等の混入
4. 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

### 【 武力攻撃事態等 】

武力攻撃事態等及び武力攻撃予測事態。

### 【 武力対処事態 】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要もの。

### 【 武力攻撃災害 】

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。

【NBC攻撃】

核兵器等又は、生物剤若しくは化学剤を用いた兵器の攻撃。

【CBRNテロ】

化学、生物、放射性物質、核等の災害。

【避難住民の誘導】

誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等。

【避難住民等】

避難住民及び武力攻撃災害による被害者。

【避難実施要領】

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法等に関して定める要領。

【救 援】

食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被害者の捜索、及び救出等。

【武力攻撃災害への対処】

被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等。

【国民保護協議会】

市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。

【武力攻撃災害の応急の復旧】

危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等。

【指定行政機関】

内閣府・国家公安委員会・警察庁・防衛庁・総務省・消防庁・法務省・外務省・財務省等。

【指定地方公共機関】

都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療機関その他公益的事業を営む法人、地方道路公団、その他の公共的施設及び地方独立行政法人で県知事が指定するもの。

【地方公共団体】

都道府県・市町村・特別地方公共団体である特別区、地区公共団体の組合。

【指定公共機関】

独立行政法人・日本銀行・日本赤十字社・日本放送協会その他公共的機関及び電気、ガス、運送、通信、その他公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で160法人が指定。

【応急対策】

原則は武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大防止のための応急の対策。

(場合により武力攻撃災害のための応急の対策を含む)

【応急措置】

退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等。

【応急の復旧】

一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させること。

【安否情報】

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民(当該市町の住民以外の者で当該市町に在るもの及び当該市町で死亡したものを含む。)の安否に関する情報。

【被災情報】

武力攻撃災害による被害の状況に関する情報。

【被災者】

武力攻撃災害による被災者。

【避難施設】

住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、政令で定める基準を満たす施設。

## 【 収容施設 】

公民館、体育館、応急仮設住宅など避難住民等の救援のために供与される施設。

## 【 生活関連等施設 】

ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に極めて重要な関連を有する施設や毒物劇物等の危険物施設。

## 【 ライフライン 】

上下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設。

## 【 関係機関 】

国民保護措置の実施に関係する全ての機関。

## 【 緊急物資 】

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。

## 【 救援物資 】

救援の実施に必要な物資。（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）

## 【 特定物資 】

救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

## 【 危険物資等 】

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質。

## 【 放送事業者 】

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 3 号の 2 の放送事業者その他の放送（公衆にとって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。）の事業を行うもの。

## 【 ゲリラ 】

軍司組織に属さない勢力。

## 【 特殊部隊 】

特別に訓練された兵士により編成された部隊。

## 【 N B C 】

核 (nuclear) ・ 生物 (biological) ・ 化学 (chemical) の略

## 【 外国人への国民保護措置の適用 】

憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

## 【 災害時要援護者の避難支援プランについて 】

災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。

災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の 3 つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個人々の避難支援プランを策定することとなる。（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）

## 【 災害対策基本法との関係について 】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認

定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係課室に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

#### 【 安否情報システムの整備について 】

安否情報の収集、整備及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、その概要に併せて都道府県及び市町村における対応等を検討することとしている。このため、現段階では既存の手段における安否情報の収集に係る対応を記述するものとする。

#### 【 消防庁における体制 】

消防庁においては、武力攻撃等の徴候に関する情報を入手した場合には、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断されている場合には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

#### 【 一斉参集システム 】

大規模災害発生時において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム。

#### 【 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応 】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

#### 【 生物剤を用いた攻撃の場合における対応 】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常 of 被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

---

## 大 洗 町 国 民 保 護 計 画

編集発行 大洗町国民保護協議会  
事務局 大洗町生活環境課（国民保護整備計画係）  
TEL 029（267）5111  
作 成 平成18年12月

---